

広島県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十八年三月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町香淀字唐香一〇八七八番一地从先から 三次市作木町香淀字唐香一〇八八四番一地从先まで	新	旧	一六・〇〇 二一・五〇	六四・五〇	拡幅 一般国道四三三号及び一般国道四三四号と重複
	旧	新	一六・五〇 一八・五〇	九二・五〇	
三次市作木町香淀字上組一三三三番一地从先から 三次市作木町香淀字上組一三三三番一地从先まで	新	旧	一八・〇〇 二〇・〇〇	九二・五〇	拡幅 一般国道四三三号及び一般国道四三四号と重複
	旧	新	一四・五〇 一六・〇〇	一八・〇〇	

- 一 道路の種類
- 一般国道
- 二 路線名
- 四三三号
- 三 道路の区域

区		間		新	旧	新	旧	の別
三次市作木町香淀字唐香一〇八七九番四地先から 三次市作木町香淀字唐香一〇八七九番四地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二地先まで		新	旧	新	旧	敷地の幅員 (メートル)
				一六・〇〇 一一・五〇	一四・五〇 一九・〇〇	一八・〇〇 二〇・〇〇	一六・五〇 一八・五〇	延長 (メートル)
				六四・五〇	六四・五〇	九二・五〇	九二・五〇	備考
				拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		
三次市作木町香淀字上組一〇八六四番六地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八六四番六地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八六四番六地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八六四番六地先まで		新	旧	新	旧	
				一五・〇〇 一八・〇〇	一四・五〇 一六・〇〇	一八・〇〇 二〇・〇〇	一六・五〇 一八・五〇	
				一八・〇〇	一八・〇〇	九二・五〇	九二・五〇	
				拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		

- 一 道路の種類
- 一般国道
- 二 路線名
- 四三三号
- 三 道路の区域

区		間		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	の別	の旧
三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで		三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八七二番二 地先まで	
新		旧		新		旧		新		旧		敷地の幅員 (メートル)	
一五・〇〇 一八・〇〇		一四・五〇 一六・〇〇		一八・〇〇 二〇・〇〇		一六・五〇 一八・五〇		一六・〇〇 二一・五〇		一四・五〇 一九・〇〇		延 長 (メートル)	
一八・〇〇		一八・〇〇		九二・五〇		九二・五〇		六四・五〇		六四・五〇		備 考	
拡幅 一般国道三 七五号及び 一般国道四 三三号と重 複				拡幅 一般国道三 七五号及び 一般国道四 三三号と重 複				拡幅 一般国道三 七五号及び 一般国道四 三三号と重 複					